

無人航空機等による飛行について

松前町教育委員会では、史跡松前氏城跡福山城跡（通称：松前城）における無人航空機等による飛行について、事故防止と文化財保護のために、下記のとおり①～⑧の対応をお願いしております。航空法で規制されない軽量のトイ・ドローンやラジコン等を用いる場合も、下記に準じた対応をお願いします。

ただし、航空法第132条の3に規定された「捜査、救助等のための特例」に該当する場合を除きます。

① 飛行によって得られた成果は、史跡松前氏城跡福山城跡の価値を損なうことなく、その魅力を広く発信するために使用してください。

② 航空法第132条の2に定める次の1～10のルールを遵守してください。

[1] アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと

[2] 飛行前確認を行うこと

[3] 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること

[4] 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

[5] 日中（日出から日没まで）に飛行させること

[6] 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること

[7] 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること

[8] 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと

[9] 爆発物など危険物を輸送しないこと

[10] 無人航空機から物を投下しないこと

上記[5]～[10]のルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、あらかじめ、地方航空局長の承認を受ける必要があります。詳しくは国土交通省ホームページ「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」（https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html#a）、「許可・承認手続きについて」（https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html）をご覧ください。

③ 史跡指定地内及びその周辺には寺社や家屋等が密集しており、復元工作物や重要文化財建造物も点在しています。飛行ルートによっては、「[7] 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること」に反する状態となる可能性があるため、なるべく地方航空局長の承認を得た上での飛行をお願いします。

④ 史跡松前氏城跡福山城跡には、通年で多くのお客様がいらっしゃいます。事故防止のため、飛行は比較的往來の少ない午前6時～午前7時を目途に行ってください。やむを得ない理由で人出が多い時間帯に飛行する場合は、地方航空局長の承認を得てください。

- ⑤ 史跡指定地には寺社をはじめとした私有地があります。私有地の上空を飛行する際は、事前にご自身で土地所有者へ飛行計画を説明にあがり、承諾をとってください。

- ⑥ 危険回避のため、30 m以上の距離をとっていても復興天守などの復元建造物や、国指定重要文化財「福山城（松前城）本丸御門」などの文化財をまたぐような飛行は行わないでください。

- ⑦ 飛行計画書、飛行ルートを示した図面、無人航空機等にかけている保険の内容を証明するものの写し、地方航空局長の承認書の写しをもって、松前町教育委員会文化社会教育課文化財係へ事前協議にお越しください。

- ⑧ 飛行の際は松前町教育委員会文化社会教育課職員が立ち合うものとし、事故防止と文化財保護のためにする指示に従ってください。

上記内容をご理解のうえ、まずは松前町教育委員会文化社会教育課文化財係（電話0139-42-3060）までご連絡ください。